

# 【和歌山市地域ささえ愛商品券】

## 利用可能店舗 募集要項

和歌山市地域ささえ愛チケット事業事務局

令和2年8月7日

## ◆事業の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている市民・事業者を支援するため、和歌山市地域ささえ愛商品券（以下「商品券」という。）を発行する。

### I. 和歌山市地域ささえ愛商品券について

#### 1) 事業概要

- (1) 名 称 「和歌山市地域ささえ愛商品券」
- (2) 発 行 者 和歌山市
- (3) 発 行 額 総額11億100万円
- (4) 発 行 内 容 総数367000冊（対象者1人につき1冊3,000円、額面1,000円×3枚綴り）
- (5) 利 用 期 間 令和2年10月1日（木）～令和3年2月14日（日）
- (6) 対 象 者 令和2年8月12日時点において和歌山市の住民基本台帳に記録されている者
- (7) 配 布 方 法 世帯人数分の商品券を世帯主あてに送付
- (8) 利用可能店舗 事前公募により登録した市内事業者（小売、飲食、交通、各種サービス等）

#### 2) 商品券取り扱い厳守事項

- 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないで下さい。
- 不足分は現金等で受け取って下さい。
- 商品返品の際の返金はできません。
- 綴りから切り離された商品券は原則使用できません。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示して下さい。
- 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者（和歌山市）は責を負いません。  
※商品券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- 商品券の交換又は売買はできません。

#### 3) 商品券の利用対象にならないもの

- たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ、加熱式たばこ及び電子たばこの購入。
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入。
- 出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金など）。

- 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- 金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い。
- 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- その他、和歌山市が商品券の利用対象として適当と認めないもの。
- その他、各参加店舗が指定するもの。

## II. 利用可能店舗の募集概要

### 1) 参加資格

- 届出住所が和歌山市内であり、かつ市内に事業所・店舗等を有する者。
- 上記に該当し、和歌山市内の店舗等のみにおいて商品券の利用を制限出来る者。  
但し、次の事業者を除く。
  - ① 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者。
  - ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者。
  - ③ 上記3) [商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う店舗等。
  - ④ 和歌山市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者。
  - ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（昭和40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等。
  - ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - ⑦ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
  - ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 2) 利用可能店舗の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- ① 利用可能店舗であることが明確になるよう、周知広報ツール（ポスター及びステッカー）を利用者が分かりやすい場所に掲示して下さい。
- ② 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をして下さい。なお、偽造防止メタリックビューがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨和歌山市地域ささえ愛チケット事業事務局にも報告して下さい。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての方に周知下さい。
- ③ 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に利用可能店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。
- ④ 使用済の商品券を換金する際、万が一、入金額に差異があった場合にそなえ、確認のため、利用可能店舗控え部分を、入金確認を完了するまで大切に保管して下さい。  
※この控えがない場合は、振込金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意下さい。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解下さい。  
また、選定時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 商品券の交換及び売買は行わないで下さい。
- ⑥ 利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑦ 和歌山市地域ささえ愛チケット事業の運営にご協力ください。
- ⑧ 新型コロナウイルス感染拡大のリスクを防ぐために、様々な状況に応じた対策を実施して下さい。

## 3) 申込から選定まで

### ① 申込方法

- ・ 利用可能店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、『和歌山市地域ささえ愛商品券参加店舗登録申請書兼誓約書』に必要事項を入力または記入し、下記のいずれかの方法で申請します。

1. インターネットで申請：<https://premium-gift.jp/wakayama/>

2. F A Xで申請： 06-6809-6318

※指定の『和歌山市地域ささえ愛商品券参加店舗登録申請書兼誓約書』を作成すること

- ・ 大型店・量販店・チェーン店・系列店などの市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ごとではなく、事業者単位でとりまとめて申込みを行って下さい（原則、和歌山市内全ての店舗で利用可とすること）。この場合、すべての利用可能店舗に「募集要項」の内容に同意して頂き、各店舗の名称（例：〇〇〇デンキ和歌山店）、所在地（郵便番号含む）、電話番号、F A X番号、メールアドレス、担当者氏名等を登録、申込み必要があります。和歌山市地域ささえ愛商品券ホームページの登録フォームをご利用ください。

### ② 申込期間

令和2年8月11日（火）～令和3年1月31日（日）まで

### ③ 登録・承認

申込みのあった事業者については、和歌山市の審査を経て、利用可能店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、和歌山市の審査により承認を取り消すことがあります。

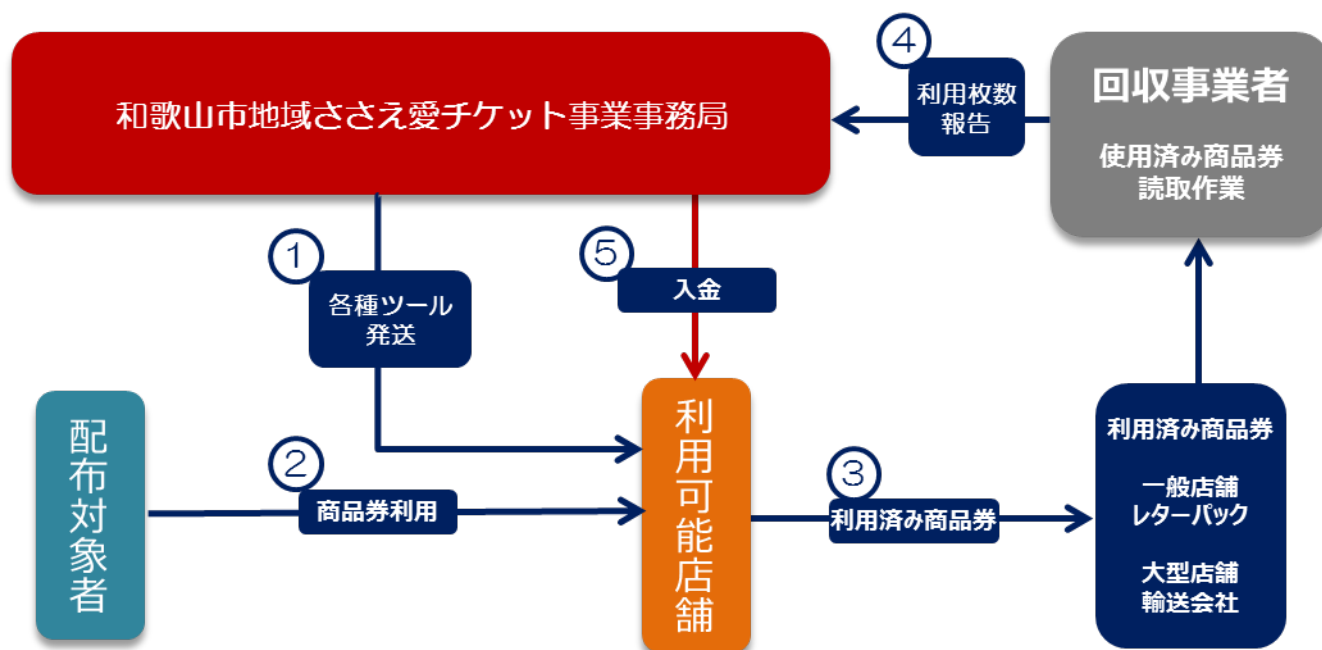
1. 申込み内容に虚偽・不備等があった場合。
2. 市が承認を取り消すと判断した場合。

④ その他留意事項

1. 利用可能店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号・業種等）は「商品券の使えるお店」として、購入対象者向けの告知用リーフレット・ホームページなどに掲載します。  
（※告知用リーフレットへの掲載は8月20日までに事務局へ申請している事業者に限ります）
2. 利用可能店舗向けのマニュアル・ステッカーを作成し、9月中旬に配布の予定です。
3. 商品券の取扱い、換金の方法など詳細については、利用可能店舗マニュアルを参照してください。
4. 利用可能店舗として決定された後辞退される場合、損害賠償等が発生することがあります。
5. 「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や利用可能店舗の承認取消、損害賠償金の発生等が生じた際はご請求する場合があります。
6. 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、和歌山市がその都度対応を決定します。
7. 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物・提出等については事前に承認が必要となります。
8. 和歌山市の方針などにより、内容が変更される可能性がある旨を予め了承願います。

<参考・商品券の流れ>

和歌山市地域ささえ愛商品券の流れ



### Ⅲ. 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受け取った利用可能店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下①～⑥によることとします。

- ① 利用可能店舗は、換金用レターパック（又は専用のダンボール）に商品券を同封し、指定の住所（回収事業者の私書箱）に郵送する。
- ② 指定の換金支払日に利用可能店舗申請時の指定口座へ支払われることとなります。
- ③ 換金請求期間は、令和2年10月1日（木）～令和3年2月21日（日）までとします。この期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- ④ **商品券の換金はOCRによる読取結果を正とし**、入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。
- ⑤ 換金請求日に応じて6回の振込設定日に利用可能店舗の指定口座へ支払われます。

私書箱への郵送期限	入金予定日
令和2年10月31日（土）	令和2年12月3日（木）頃
令和2年11月26日（木）	令和2年12月28日（月）頃
令和2年12月31日（木）	令和3年2月4日（木）頃
令和3年1月31日（日）	令和3年3月4日（木）頃
令和3年2月14日（日）	令和3年3月17日（水）頃
令和3年2月21日（日）	令和3年3月24日（水）頃

**※上記日程は予定の為、変更となる可能性があります。最終スケジュールにつきましては、後日配布いたします「利用可能店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。**

商品券換金について、上記換金請求日（令和3年2月21日（日））を過ぎますと、一切換金できませんのでご注意ください。

#### ⑥ 換金方法

**※詳細は後日配布いたします「利用可能店舗マニュアル」にて必ずご確認ください。**

問合せ先

和歌山市地域ささえ愛チケット事業事務局

平日 10:00～18:00（土・日・祝休み、年末年始 12月29日～1月3日）

TEL: 0120-931-657・FAX: 06-6809-6318

Email: wakayama-gift@beepro.co.jp

URL: <https://premium-gift.jp/wakayama/>

# 和歌山市地域ささえ愛商品券参加店舗登録申請書兼誓約書

## 【誓約事項】

- |  |  |
|--|--|
| 1) 商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。  | 9) 商品券の取扱に対して和歌山市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。  |
| 2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受けません。  | 10) 店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。   |
| 3) 商品券の再販、再流通を致しません。   | 11) 登録する店舗は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的と市内キャバレー・クラブ、待合などを運営する者」、「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。 |
| 4) 商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。   | 12) 和歌山市地域ささえ愛チケット事業の参加店舗となります。  |
| 5) 商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。  |  |
| 6) 商品券の利用期間中（令和2年10月1日～令和3年2月14日）は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。 |  |
| 7) 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。                              |  |
| 8) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。                  |  |

私は、募集要項及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、参加店舗の登録を申請します。

### ■事業者情報（※は必須項目です）

令和 年 月 日 氏名 印

事業者名称※			
事業者名称（ふりがな）			
代表者名※			
住所（所在地）※	〒		
TEL※	FAX		
担当者名※	Eメールアドレス		
担当者TEL※			
事業者業種※ （該当するもの1つに○をつけて下さい）	スーパー コンビニ 百貨店 飲食料品店 衣料・身の回り品取扱店 雑貨店 家電販売店 ホームセンター ドラッグストア 化粧品店 飲食店 旅館・ホテル 旅行業 クリーニング 理容・美容店 家具店 その他小売業（ ） その他サービス業（ ）		

### ■振込口座について（※は必須項目です）

口座名義人※			
口座名義人（フリガナ）※			
金融機関名※・コード※	・	支店名※・コード※	・
預金種類※	普通預金・当座預金（該当に○）	口座番号※	

### ■店舗情報（※は必須項目です）

店舗名※			
店舗名（ふりがな）※			
所在地※	〒		
所在地（ふりがな）※			
TEL※	FAX		
業種※ （該当するもの1つに○をつけて下さい）	スーパー コンビニ 百貨店 飲食料品店 衣料・身の回り品取扱店 雑貨店 家電販売店 ホームセンター ドラッグストア 化粧品店 飲食店 旅館・ホテル 旅行業 クリーニング 理容・美容店 家具店 その他小売業（ ） その他サービス業（ ）		
担当者名※	主な取扱品目		
担当者TEL※	Eメールアドレス		
店舗面積※	1. 小（100㎡以下） 2. 中（101㎡～999㎡） 3. 大（1,000㎡以上）		

FAX：06-6809-6318

事務局印1	事務局印2	登録番号	備考